（案）

資料６

令和６年〇月

荷主団体・荷主企業の皆様

国土交通省中国運輸局山口運輸支局
厚生労働省山口労働局
経済産業省中国経済産業局
公益社団法人山口県トラック協会

トラック運送業における「標準的な運賃」等へのご理解・ご協力について

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素よりトラック運送業界に対し格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界の各事業者は、国民の生活と経済の安定を永続的に支えていくために不可欠な業務の担い手として、日夜懸命な努力を続けております。
しかしながら、そのドライバーの労働環境は、長時間に及ぶ荷待ちや増加する附帯作業等により長時間労働が常態化する一方、他の産業分野と比較して低い賃金水準であることから、人手不足が慢性化し、大変厳しい状況が続いております。
このような状況が長期化しますと、日本経済のライフラインであるトラック輸送がその機能を維持できなくなることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、働き方改革関連法において、自動車運転者へも令和６年４月からは年間９６０時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなり、また、平成３０年１２月には貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。

この「標準的な運賃の告示制度」は、適正な原価に適正な利潤を加えることで、トラック運送業の維持に必要なコストを賄い、トラックドライバーの賃金水準を改善し、担い手を確保するなど、物流の安定化に繋げていくものとなっております。

つきましては、持続可能な物流を実現していくため、「標準的な運賃」にご理解頂くとともに、燃料費上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しに向け、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会
事務局（山口運輸支局　輸送・監査担当内）
TEL：０８３－９２２－５３３６